

特定事業者排出量削減計画書(新規・**変更**)



住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91番地				
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	京都中央信用金庫 理事長 布垣 豊				
特定事業者の主たる業種	金融業				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号及び第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))				
計画期間	平成20年4月 ~ 平成23年3月				
基本方針	京都認定番採択の地である"京都"を地盤とする信用金庫として、また、CSRの一環として、地球環境保全活動に積極的に取り組み、地域社会の持続的発展に寄与していきます。				
推進体制	環境マネジメントシステム名称	ISO14001			
	適用範囲	本店ビル			
	取得年月日	平成22年4月1日			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	20	ATM設置	太陽光発電システムと地中熱空調換気システムを使用し、CO2の排出量を削減する環境配慮型ATMブースを府庁前にオープンした。		
	21	全店舗	"環境方針"を制定、「環境マネジメントシステム」運用		
	22	本店	ISO14001認証取得		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (19)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度(計画) (22)年度 (二酸化炭素換算)	増減率 (計画)	
	A 事業所等排出区分	6,225.6 t	6,054.3 t	-2.8 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	6,225.6 t	6,054.3 t	-2.8 %	
目標設定の考え方	今般、改正省エネ法の基準に従い、新たに当金庫所有テナントビル及びボックス型店外ATM(テナントとして使用)を当金庫のエネルギー使用対象施設として加えたことから、目標年度の計画値を見直しました。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)
		二酸化炭素換算 ()			%
		二酸化炭素換算 ()			%
		二酸化炭素換算 ()			%
原単位の指標及び計画数値設定の考え方					
地球温暖化対策貢献量	対策等の区分	目標年度(計画)			
		取組量等		(二酸化炭素換算)	
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	市内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	(購入量)	t	(削減量)	t	
削減量等合計				t	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	(1) ディスクロージャー誌に「環境問題への取り組み」という記事を掲載。 (2) ISO14001認証取得を目指して「On Your Side〜地球がうれい〜」のスローガンのもと、「環境方針」を制定、また、「環境マネジメントシステム」の運用を開始するなど、環境に配慮した事業活動に尽力し、地域に根ざした金融機関として、地域社会の持続的な発展に貢献する姿勢をアピール。なお「環境方針」についてはホームページでも公開。 (3) 環境配慮型ローン商品の紹介。				
特記事項	改正省エネ法の基準に沿い、エネルギー使用量を当金庫所有テナントビル及び、店外ATM(テナントとして利用)についてもボックス型については当金庫使用量として加えました。よって電力使用量が大幅に増加しています。				

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは本市の区域内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を本市の区域内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の本市の区域内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標(製造品出荷額、延床面積、走行距離等)を記入してください。
 5 「地球温暖化対策に資する社会貢献活動」には、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献や地域における環境教育の実践活動など、地球温暖化対策や環境負荷の低減につながる活動を記入してください。
 6 「特記事項」には、1990年を基準とした排出量の対比や、温室効果ガス排出量の算定に当たって独自の係数を使用した場合など、説明を要する事項について記入してください。